

## 質問にお答えします！ 過半数代表者選挙におけるQ&A

まもなく多くの職場で、過半数代表者選挙が行われることとなります。これに伴い多くの職場から代表選挙に対して疑問の声が上がっています。

### Q. 「過半数代表者」の要件とは？

- A. ①管理監督者でないこと  
②協定当事者等を選出することを明らかにして実施される投票で選出された者であること  
③使用者の意向によって選出された者でないこと

ポイント

#### 「盛地申第2号」議論内容

組合：会社として懲怠はあるのか。立候補者がいるにも関わらず管理者から対抗馬を出す事はないのか。  
会社：懲怠することはない。社員代表の必要性については広く説明することはあってもやってください  
ということはない。仲間内で話される事については会社としては関与していない。対抗馬ということはない。

### Q. 過半数代表者選挙における注意事項は？

- A. 不適切な手続きの禁止ということで、7項目の通達が出されています。

ポイント

#### 「申16号」議論内容

- (1) 十分な周知期間を設けずに選出手続きを行うこと。
- (2) 投票用紙に番号を記載し、その番号と社員名を対照させ、投票内容を把握すること。
- (3) 投票用紙を配布する際、特定の候補者に投票するよう働きかけを行うこと。
- (4) 開票前に投票内容を確認すること。
- (5) 事前に周知していた投票期間を変更し、前倒して投票を行うこと。
- (6) 社員親睦会の代表者が選出手続きを経ずに過半数代表者になること。
- (7) 選出手続きを経ずに、一方的に過半数代表者を指名すること。

昨年実施された過半数代表者選挙に対して職場からは「専従休職者が投票できなかった」「投票用紙にナンバリングがされていた」「誰を記入したか見える所に管理者が座っていた」「管理者が特定の候補者の指名を指差し、投票を促す仕草を行った」「投票を終えた社員に対し、出口調査を行っていた」などの報告がありました。

**不適切な事象と思われる事があった際には、組合役員まで報告をお願いします！**